

持続化給付金のご案内

持続化給付金とは？

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業継続を促し、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が支給されるものです

申請条件・給付額

影響を受ける事業者（前年同月比で50%以上の売上減少）に対し、次の計算式で算出した金額が支給されます。※法人は200万円、個人は100万円が上限

計算式：前年度の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

制度の確認、申請は下記サイトをご覧ください。

持続化給付金特設サイト：<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

なお、商工会では、電子申請に対応できない事業者様に向け、標記窓口を開設して申請支援・相談を実施しますので、下記をご参照いただき、電話または窓口にてお申込み下さい。

スマホの場合は
こちら↓



1. 申込方法

要予約 土居町商工会 TEL：0896-74-5889

2. 持参いただくもの

①法人の場合

- ・売上が50%以上減少した月の前年度の次の書類
確定申告書別表1（1枚）、法人事業概況説明書（2枚）
- ・法人名義の通帳の写し（表面・通帳を開いた1・2ページ目の2枚）

②個人の場合

- ・申請者名義の口座通帳の写し（表面、通帳を開いた1・2ページ目の2枚）
- ・本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・2019年度分の確定申告書第一表（1枚）
- ・ " " 青色申告決算書（2枚）⇒白色申告の場合は不要

③法人・個人共通

- ・登録用メールアドレス（マイページ登録の際に必要）
- ・売上が50%以上減少した月の売上台帳等（2020年1月～12月のいずれか）
- ・創業年月日が分かるもの
- ・2019年1月～12月に開業した場合
（法人）履歴事項全部証明書
（個人）開業・廃業等届出書または事業開始等申込書（税務署受付印が押印されているもの）

※確定申告書には次のいずれかが必要

- ・収受印が押印済の確定申告書
- ・電子申告の場合は、e-TAXの受信通知
- ・納税証明書

3. 注意事項

- ・本会にて代理申請はできませんので、ご承知おき下さい。
- ・申請後、不備等の連絡が登録メールアドレスへ通知されますので、ご本人またはご家族等がパソコン、スマートフォンにて確認できる状態として下さい。

- ・書類不備等があった場合、振込みが遅延する可能性があります。